

- (5) 市場内におけるLAN（構内情報通信網）の整備等により、開設者と市場関係事業者間の情報基盤の確立を図るとともに、IT（情報通信技術）の進展に対応し市場機能の強化に積極的に取組み、市場運営の効率化、流通業務の迅速化等に留意すること。
- (6) 小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実等に資する保管・加工処理・配送施設の整備に留意すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、市場関係者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組みの推進にも留意すること。
- (7) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能を持つ施設等関連施設の整備に留意するほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

5 施設の構造に関する事項

取引方法の変化、情報化の進展、多温度帯流通の進展等の物流技術の進歩、施設の維持管理の改善、効率的な投資の実現等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 原則として鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造等長期にわたる使用が可能なものとする。
- (2) 売場施設については、取引の効率化及び物流の円滑化が確保される構造とするとともに、特に、用地の狭隘な市場においては、立体化された構造とすること。
- (3) 耐震、耐火、採光、通風、空調等に十分配慮すること。

第 4 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

1 取引に関する事項

取引の透明性の確保、流通経費の軽減、取引の活性化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 公正・公開・効率の原則に即し、卸売市場における売買取引は、公正であり、かつ、流通効率の高い取引方法により行うものとするとともに、その取引結果の公開を図るものとする。

このため、卸売市場における売買取引の方法については、消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場のもっている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場関係者の意見を聴きながら、市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を図ること。

(2) 多様な方式の導入等（複数のせり時間の設定等）によりせり方式の改善を図ること。

(3) 卸売市場における売買取引について、適切な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保すること。

(4) 卸売場における商品の配置の適正化に留意すること。

(5) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進すること。

(6) 産地及び消費地を通ずる情報の受発信機能を強化し、幅広く関係者が参加した情報センターとして整備し、取引の透明性の確保と活性化に努める